

○我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

昭和41年4月1日

条例第12号

注 令和7年3月から改正経過を注記した。

(通則)

第1条 非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定員)

第2条 団員の定数は、222人とする。

(令7条例35・一部改正)

(任用)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て任用する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者。ただし、本市に近接する地域の居住者で消防団活動に従事できる場合は、この限りでない。
- (2) 年齢満18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(令7条例2・一部改正)

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合には、これ

を降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号に該当するに至ったとき。

(2) 第3条第1号に該当しなくなつたとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(服務規律)

第7条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第8条 団員は、10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第9条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第10条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行つてはならない。

(報酬)

第11条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員（規則で定める団員を除く。）には、次により年額報酬を支給する。

職名	報酬の額
団長	年額 120,000円
副団長	年額 88,800円
方面隊長	年額 78,000円
分団長	年額 66,000円
副分団長	年額 48,000円
部長	年額 37,000円
班長	年額 37,000円
機械責任者	年額 37,000円
団員	年額 36,500円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事したときは、出動報酬として1回につき8,000円（1回の出動時間が4時間に満たない場合は、4,000円）を支給する。

4 前項の規定にかかわらず、団員が大規模な災害の職務に従事したときは、出動報酬として1日につき8,000円を支給する。ただし、同一の日において、当該従事した時間が7時間45分を超えた場合は、その超えた時間7時間45分までごとに8,000円を加えて支給する。

5 年額報酬は、当該年度分をその翌年度の4月に支給する。

6 出動報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。

出動した日の属する月	支給月
4月から6月まで	7月
7月から9月まで	10月
10月から12月まで	1月
1月から3月まで	4月

7 新たに任命された団員については当該任命された日の属する月から、退

職し、失職し、又は死亡した団員については当該退職し、失職し、又は死亡した日の属する月までの年額報酬を月割りにより支給する。

8 月の中途において団員の職に異動があつたときは、新たに任命された職に係る年額報酬の額を支給する。

9 前2項の場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(令7条例35・一部改正)

(費用弁償)

第12条 団員が公務のため旅行したときの費用弁償の額及びその支給方法は、我孫子市職員の旅費に関する条例（昭和54年条例第32号）の規定を準用する。

(公務災害補償)

第13条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところによる。

(退職報償金)

第14条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、千葉県市町村非常勤消防団員退職報償金条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第2号）の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

2 我孫子町消防団条例（昭和40年条例第8号）は、廃止する。

3 我孫子町火災予防条例（昭和37年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第49条中5,000円とあるを20,000円に、3,000円とあるを15,000円とそれぞれ改める。

附 則（昭和42年3月27日条例第16号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月25日条例第8号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月27日条例第6号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月26日条例第14号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月29日条例第4号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日条例第7号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月28日条例第3号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日条例第5号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月29日条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日条例第18号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第5号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月21日条例第19号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月 30 日 条例第 26 号）

この条例は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 23 日 条例第 22 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 12 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務から適用し、同日前に従事した職務については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日 条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日 条例第 17 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 12 条の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務について適用し、同日前に従事した職務については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 30 日 条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日 条例第 7 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日 条例第 2 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合におい

て、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年9月29日条例第35号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。